

大阪市立大学 無料法律相談所 「秋の特別無料法律相談」を開催します

大阪市立大学 無料法律相談所は、平成 29 年 11 月 2 日（木）に、下記のとおり「秋の特別無料法律相談」を開催します。

大阪市立大学法学部の教員、学生および本学出身の現役弁護士が、土地・建物・金銭貸借・手形・離婚・親子・相続など、民事関係全般にわたる法律問題について無料で相談に応じます（現在係争中の問題、行政事件、刑事事件、年金、保険問題等の相談はお受けできません）。

例年多数の方々にお越しいただき、問題解決への糸口を見つけていただけるなど、好評を得ている企画です。相談をご希望の方は関係書類をご持参の上、受付時間内に開催場所までお越しください。
※電話等による事前予約は受けておりません。

【大阪市立大学 無料法律相談所とは】

65 年以上前に学生の働きかけによって設立された団体。週に 1 回、大阪市立大学杉本キャンパスにおいて、無料で民事関係全般にわたる法律問題の相談活動に取り組んでいます。学生と教員が一体となり、さらには弁護士として活躍している OB との交流を生かして、きめ細やかな法律相談に応じています。

記

- 日 時 平成 29 年 11 月 2 日（木）
受付時間：午前 10 時～午後 3 時
※都合により早めに受付を締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 場 所 大阪市立大学文化交流センター
大阪市北区梅田 1-2-2-600 大阪駅前第 2 ビル 6 階
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅 7-A 出口（徒歩約 5 分）
JR 東西線「北新地」駅東改札（徒歩約 3 分）
- 対 象 どなたでも
- 費 用 無料
- 参加方法 事前予約は不要です。当日直接会場にお越しください。
- U R L <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawcenter/home.html>

【本件に関する問合せ先】

大阪市立大学 学生サポートセンター 法学部教務担当 大友
TEL : 06-6605-2303（平日 9 : 00～17 : 00）

大阪市立大学

秋の特別無料法律相談

☆本学出身現役弁護士及び本学教員が相談を担当します

☆こんなトラブルでお困りの方…

守備範囲は民事関係全般にわたる法律問題です。

たとえば、こんなトラブル… ◎ 土地・建物の売買 (契約、債務不履行、登記など)

◎ 相隣関係 (近隣とのトラブルなど)

◎ 賃貸借 (貸主・借主とのトラブルなど)

◎ 金銭貸借 (消費者金融、カードトラブル、自己破産など)

◎ 離婚 (親権、財産分与など)

◎ 相続 (遺言、遺贈、寄与分、遺留分など)

そのほか、会社、商取引、手形・小切手など、どんな些細なことでもかまいません。

無料で、相談に応じます。(関係書類を持参してください。)

例年、多数の方々にお越しいただいております。

問題解決への糸口を見つけていただけるなど、好評を得ています。

1 日時 平成29年11月2日(木)

午前10時から午後3時まで受付

当日、直接会場へお越しください。

相談時間は30分程度とさせていただきます。

尚、相談件数が多数の場合、相談をお受けできないことがあります。

2 場所 大阪駅前第2ビル6階 大阪市立大学 文化交流センター 各線梅田駅、JR大阪駅から徒歩5分

大阪市北区梅田1丁目2番2号600 大阪駅前第2ビル6階
(梅田新道交差点北西)

3 主催 大阪市立大学 無料法律相談所

URL : <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawcenter/index.html>

お問合せは… 大阪市立大学 法学部

電話 (06) 6605-2303



通常無料法律相談は、毎週水曜日※(受付午後3時～5時)に、大阪市立大学法学部棟6階で行っていますので、お気軽にお越しください。 ※祝日・大学休暇・試験期間中を除く。
(JR阪和線「杉本町駅」下車 徒歩5分)

お急ぎのご用件をお持ちの方は、通常無料法律相談にお越しください。10月は、4日、11日、18日、25日に行っています。